

被災者への支援策

対策本部では、被害の状況を把握するとともに、その支援策の検討を始めました。折しも、国の「災害救助法」の適用を受けたときでもありました。現在までに行った被災者に対する支援とその実績は次のとおりです。

被災者生活再建支援制度 (国の制度)

申請件数39件 交付金額8,825万円

交付条件

- ・住宅が全壊、大規模半壊
- ・住宅が半壊または敷地に被害が生じ、やむを得ず住宅を解体した世帯

交付金額

- ①住宅の被害程度に応じて決まる基礎支援金
全壊100万円 解体100万円
大規模半壊50万円
- ②住宅の再建方法に応じて決まる加算支援金
建設・購入200万円 補修100万円
賃貸50万円

住宅や付属家屋などの被災に対する見舞金 (町の独自制度)

申請件数2,105件 交付金額2,769万円

交付条件

- ・住宅が全壊した世帯 10万円
- ・住宅が半壊した世帯 5万円
- ・住宅が一部損壊または付属家屋が損壊した世帯 1万円

住宅の建て替え・修繕などの復興支援金 (町の独自制度)

申請件数61件 交付金額 2億1,298万円

交付条件

- ・住宅が全壊または半壊し、建て替えや修繕を平成24年度末までに完了する世帯

交付金額

工事費の3分の1 (限度額100万円)

発電機購入補助 (町の独自制度)

申請件数15件 交付金額228万円

交付条件

施設園芸農家

交付金額

購入費の4分の1以内 (上限20万円)

住宅の建て替え・修繕などの借入金利子補給金 (町および県の制度)

申請件数34件 交付金額683,190円

交付条件

- ・被災した住宅の建て替えや修繕を行うために、金融機関から平成24年度末までに融資を受けた世帯

交付金額・期間

建て替えや修繕に要した費用のうち、500万円を限度に年2%以内の利子を最長5年間補助

仮賃貸住宅家賃助成 (町および国の制度)

申請件数26件 交付金額1,294万円

交付条件

- ・避難勧告が出された地域に住む人や住宅が全壊、大規模半壊の被害を受けた人などが一時的に賃貸住宅に避難した場合に家賃などの一部を助成

交付金額

家賃月額6万円(13カ月以降は4万円)、敷金・礼金12万円を上限

農作物被害に対する見舞金 (町の独自制度)

申請件数35件 交付金額117万円

交付条件

トマト、花き、ハウス梨、ブドウの栽培農家

交付金額

- ・被害金額が1,000万円以上の場合 5万円
- ・被害金額が100万円以上の場合 3万円
- ・被害金額が100万円未満の場合 2万円



この企画のきっかけとなったのは1通の手紙…

あなたの声をきかせてね! コーナー投稿募集

あなたの声をお聞かせください。身近な出来事や町に関する要望・意見など何でも結構です。投稿いただいた中から広報はがへ掲載させていただきます。その際の添削については、ご了承ください。

東日本大震災から1年2カ月余りが過ぎ、忌わしい思い出もやっと薄らいできたこのごろ…。

あのとき、芳賀工業団地管理センターに避難していた私たちに親切にしてくださったご家族の方を忘れることができなく、お礼を言いたくてペンを取っています。不安と寒さに震えていた私たちに誰かれとなく、明るく声を掛けてくださり、朝には自宅よりガスコンロを持参し、材料もかき集めてきて、大鍋で温かい汁物を振舞ってくださり、心身共に癒された方が大勢いたはずです。「役場の方ですか?」と聞きましたら、「一般の者です。家もかなり壊れたけれど、何とか住めますから」と笑顔で答えられました。こんな方もいるのかと、心から勇気づけられたのは、私だけはないと思います。

遅くなりましたが、改めてお礼を言わせてもらいます。「あのときは、本当にありがとうございました」私の一人よがりですが、あのご家族にこそ感謝状を差し上げたい気持ちでいっぱいです。 ペンネーム ひとみ

震災から現在(いま)②

企画課情報広報係(☎028(677)6099)

7月号に続き、震災を振り返る特集第2弾です。震災直後には、がれき発生など家屋の被害や停電・断水、食料の不足など、町民の皆さんが恐怖や不安を感じていたと思います。その後町では、家屋に大きな被害を受けた人に避難所に避難していただき、少しでも皆さんの助けになればと支援制度を設けました。今回は、国、県や町および地域の皆さんのさまざまな支援や協力によって、被災した人々の生活や心情の変化をレポートしてみました。

避難所の様子

震災発生直後の平成23年3月11日の夕方、町の震災対策本部は避難所を設置しました。場所は、町民会館・芳賀南小学校体育館・芳賀北小学校体育館・芳賀工業団地管理センターの4カ所です。当時は、停電や断水、そして家屋の倒壊、がけ崩れなどで自宅にいられなくなった町民が避難所に避難しました。また被災をまぬがれたものの、多くの人々が避難所を訪れ水や食料を求めてきました。対策本部は情報収集に努めていましたが、停電や携帯電話が繋がりにくいこともあり、避難所の状況を完全には把握することができず、水・食料・毛布などの物資がなかなか行き届きませんでした。当時の避難所には、約710人の町民が避難していました。しかし震災発生から3日後、避難者が少なくなったことから町民会館だけを避難所としましたが、そこには約70人が避難していました。そして、家屋が倒壊してしまった人もアパートなど住む場所が決まり、町民会館の避難所を4月3日に閉鎖しました。



避難勧告

避難所の設置と同時に、対策本部は、下高根沢みどりが丘団地と西水沼西法寺団地の22世帯に避難勧告を発令しました。どちらも高台に造成された団地で、強い揺れによって地盤が緩み、一部で崖崩れが発生または発生する恐れがあったためです。避難勧告は7月末にすべての地域で解除されました。